

# 子育て世帯への臨時特別給付金について

(令和2年5月14日更新)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別給付金が支給されます。なお、児童手当の所得制限額を超えている「特例給付」の受給者は対象になりません。また、公務員の方は、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請する必要があります。(※公務員以外は申請不要です。)

1. 支給対象者 令和2年4月分の児童手当を受給している方
2. 対象児童 令和2年4月分の児童手当の支給対象となる児童(令和2年3月31日までに生まれた児童)。ただし、同年3月分の支給対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。
3. 給付額 対象児童一人につき1万円
4. 給付の方法 児童手当の振り込み口座へ振り込みます。
5. 給付予定 令和2年6月11日(木)

## 【受給拒否の申出について】

子育て世帯への臨時特別給付金を希望されない場合は、受給拒否の申出書の提出が必要になります。下記様式を記入し、令和2年5月25日(月)までに子ども家庭課へ郵送またはご持参ください。

[受給拒否の申出書 \(PDF ファイル\)](#)

[申請書\(公務員用\) \(PDF ファイル\)](#)

## 【お問い合わせ先】

神戸町役場 子ども家庭課

電話:0584-27-0176